

## ● 新創業融資制度（無担保・無保証人） ●

○新たに事業を始められる方、または事業開始後で税務申告を2期終えていない方が対象となる融資制度です。

	運転資金(振興事業貸付)	設備資金(一般又は振興貸付)
融 資 額	3,000万円以内（うち運転資金は1,500万円以内）	
返済期間(据置期間)	各貸付制度に定める期間	

○ご利用にあたっては、雇用創出を伴う事業であることや、勤務経験等において、一定の要件に該当することが必要です。また、「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」が必要となります。